身体障害者診断書・意見書

(肢 体 不 自 由 用 脳原性運動機能障害用

氏 名	年 月 日生 男・女
住 所	
① 障害名(部位を明記) 四肢・上肢 下肢・体幹)
原因となった ② 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他 ()
③ 疾病·外傷発生年月日 年	月 日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検	査所見を含む)
障害固定又は障	管害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総 合 所 見	
	「将来再認定 要(軽度化・重度化)不要
⑥ その他の参考となる合併症状	再認定年月 年 月]
 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付	す。
年 月 日	
指定医師勤務先	
(所在地・名称・電話番号)	
診療担当科名 科 医	新氏名
P	
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲	<u> </u>
	上肢
該当しない	下版 被 体幹 級
「沙辛〕1 陸宝女には田ケおこっていて陸宝 周之ば五明生	※下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- [注意] 1. 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳血管障害、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
 - 2. 障害区分や等級決定のため、高槻市から改めて診断内容についてお問い合わせする場合があります。

1 神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見 (注)関係ない部分は記入不要

(該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入。)

- (1) 感覚障害(下記図示):なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- (2) 運動障害(下記図示):なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・

その他

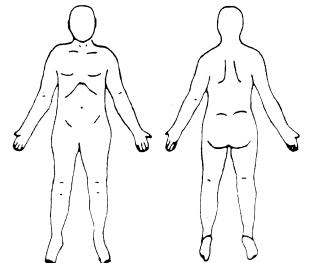
- (3) 起 因 部 位:脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- (4) 排尿・排便機能障害: なし・あり

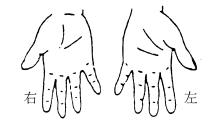
(5) 形 態 異 常:なし・あり

- (6) 歩 行 能 力 の 程 度 : 独歩可 (m)・不可 杖等を用いた場合 (m)
- (7) 起 立 位:(分)
- (8) 座 位: (分)

参考図示

動作・活動





2 計 測

	<i>(X</i>)	
右		左
	上肢長cm	
	下肢 長cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握 力kg	

×変型 切離断 感覚障害 運動障害

()の中のものを使うときは使用するものに○

自立一○ 半介助一△ 全介助又は不能-×

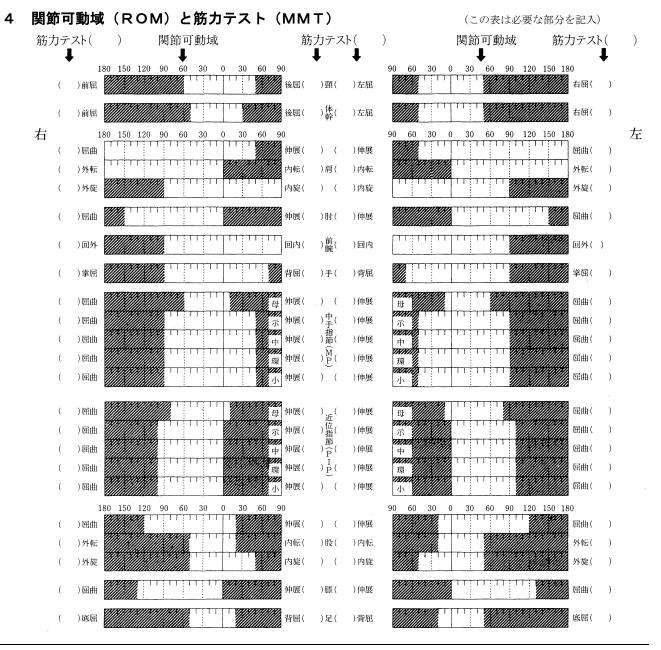
動作・活動の内容	(右) ((左)	動作・活動の内容	(右)	(左)
寝がえりする			シャツを着て脱ぐ		
あしをなげ出して座る			ズボンをはいて脱ぐ(自助具)		
椅子に腰かける			ブラシで歯をみがく(自助具)		
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)			顔を洗いタオルで拭く		
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)			タオルを絞る		
洋式便器にすわる			背中を洗う		
排泄のあと始末をする			二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)		
(箸で)食事をする(スプーン、自助具)			屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、車椅子)		
コップで水を飲む			公共の乗物を利用する		

注:身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計 測 法:上 肢 長:肩峰→橈骨茎状突起、下 肢 長:上前腸骨棘→(脛骨)内果、上腕周径:最大周径

前腕周径:最大周径、大腿周径:膝蓋骨上縁上 10cm の周径(小児等の場合は別記)、

下腿周径:最大周径



備考

注:

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を 0 度とする日本整形 外科学会、日本リハビリテーション医学会の指 定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は |◆◆◆ のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線())を引く。
- 4 筋力について、表()内に×△○印を記入する。×印は、筋力が消失又は著減 (筋力0,1,2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

- ○印は、筋力正常またはやや減(筋力4,5該当)
- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIP その他手指の対立内外転等の表示は必要 に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の 部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ 出し記入となる。

例示 (×) 伸展 (Δ)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害〔紐むすび	テスト結果〕	イ 一.	上肢機能障害 [5動作の能力テスト結果]	○可、×不可
1度目の1分間	本	a	封筒を鋏で切る時に固定する	
2度目の1分間	本	b	さいふからコインを出す	
3度目の1分間	本	С	傘をさす	
4度目の1分間	本	d	健側の爪を切る	
5度目の1分間	本	е	健側のそで口のボタンをとめる	
計	本			

2 移動機能障害

-	[下肢・体幹機能評価結果]	○可、×不可
a	つたい歩きをする	
b	支持なしで立位を保持しその後 10m 歩行する	
С	椅子から立ち上り 10m 歩行し再び椅子に坐る:15 秒(以上・未満)	
d	50cm 幅の範囲内を直線歩行する	
е	足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る	

(注) この様式は、**脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害**によって脳性麻痺と類似の症状を 呈する者で、肢体不自由一般の測定方法を 用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法 ア 紐むすびテスト

事務用とじ紐(概ね 43cm 規格のもの) を使用 する。

- ① とじ紐を机の上、被験者前方に図の如く置き並べる。
- ② 被験者は手前の紐から順 に紐の両端をつまんで、軽 くひとむすびする。



- (注) ○上肢を体や机に押しつけて固定して はいけない。
 - ○手を机上に浮かしてむすぶこと。
- ③ むすび目の位置は問わない。
- ④ 紐が落ちたり、位置から外れたときには 検査担当者が戻す。
- ⑤ 紐は検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。

イ 5動作の能力テスト

a 封筒を鋏で切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手で鋏を用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上にのせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。鋏はどのようなものを用いてもよい。

b さいふからコインを出す。

さいふを患手で持ち、空中に支え (テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。 ジッパーをあけてしめることを含む。

c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10 秒間以上 まっすぐに支えている。立位でなく坐位の ままでよい。肩にかついではいけない。

d 健側の爪を切る。

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細 工のないものを患手で持って行う。

e 健側のそで口のボタンをとめる。

のりのきいていないワイシャツを健肢 にそでだけ通し、患手でそで口のボタンを かける。女性の被験者の場合も男性用のワ イシャツを用いる。